

令和7年5月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年5月19日 午後 2時00分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名
	1番 川村耕一 2番 沼尾綾乃 3番 池田雄一 4番 阿久津一男
	5番 川村光代 6番 渡邊毅 7番 小池毅 8番 手塚幸子
	9番 神山守 10番 佐藤修一 11番 吉原浩之
欠席農業委員	なし
出席推進委員	17名
	12番 大嶋明男 13番 秋元光藏 14番 北山隆 15番 伏木俊夫
	16番 大島一比古 17番 酒主学 18番 福田重勝 19番 星野由紀夫
	20番 福田正明 21番 佐々木俊久 22番 大貫宣秀 23番 西巻光次
	24番 福田浩一 25番 福田隆夫 26番 大島昭吾 27番 村上隆
	28番 富田順子 29番 青木容子
欠席推進委員	なし
傍聴人	1名
事務局	局長 大嶋正浩 係長 吉澤喜代子 副主幹 佐藤達起 主査 鶴見英明
農業公社	局長 常盤紀生

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第12号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第13号	農地法第18条（通知）について
第5	推薦第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
第6	報告第32号	農地法第5条の規定による許可申請について
第7	議案第33号	非農地判断願について
第8	議案第34号	非農地証明願について
第9	議案第35号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名全員であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 推進委員につきましては、18名全員の出席であります。 なお、本日の傍聴人は1名であります。 ただ今から、令和7年5月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長より朗読いたします。 （議事日程を朗読） それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名いたします。 3番 池田雄一委員、4番 阿久津一男委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
小池毅議長 議長 局長 議長	
議長	続いて、日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

		(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、よって本総会の会期は、本日 1 日限りとすることに決します。
議 長		日程第 3、報告第 1 2 号「農地法第 5 条の規定による許可証の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
		(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		皆様、総会資料 1 ページをお開き下さい。 報告第 1 2 号「農地法第 5 条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月、許可証を交付いたしました 5 条申請案件は 4 件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。このうち 1 件は 3 月の総会にてご審議いただきました案件となり、残りの 3 件が 4 月の総会にてご審議いただきました案件となります。
		3 月の案件につきましては、都市計画法の開発許可と同日の許可日となりましたので、4 月に入ってから許可となりました。総会審議日は令和 7 年 3 月 1 9 日及び同年 4 月 1 8 日。3 月の 1 件が令和 7 年 4 月 7 日付指令番号日農委指令第 5－4 号にて、4 月の 3 件が令和 7 年 4 月 1 8 日付、指令番号日農委指令第 5－1 から 5－3 にて許可証を交付しております。以上です。
議 長		報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは次に移ります。
議 長		日程第 4、報告第 1 3 号「農地法第 1 8 条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
		(鶴見主査挙手) はい、鶴見主査。
佐藤副主幹		報告第 1 3 号「農地法第 1 8 条（通知）について」ご説明いたします。 総会資料は 2 ページから 5 ページとなります。本案件は農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知があったことの報告となります。渡し人、請け人の住所氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。件数は 8 件で、1 番が農業委員会、2 番から 6 番が市農業公社の貸借権の解約になります。7 番と 8 番が農地中間管理事業の貸借権の解約となります。なお、解約案件の 1 番と 4 番について、所有権移転が予定されております。
		以上ご報告いたします。
議 長		同じく、報告でありますけれど、ご質問等ございましたら、お受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは次に移ります。
議 長		日程第 5、報告第 3 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。
		はじめに、川村部会長から全体説明をお願いいたします。 (川村部会長挙手) はい、川村部会長。
川村耕委員		ご苦勞様です。今回の現地調査ですが、5 月 1 5 日に 2 班体制で行いました。 1 班は私、川村、星野委員、富田委員、が対応いたしました。2 班につきましては、池田副部会長、福田浩一委員、酒主委員が対応いたしました。
		案件の内容ですが、3 条申請が 2 件、5 条申請が 5 件、非農地判断願が 1 件、非農地証明願が 3 件、合計 1 2 件を現地調査いたしました。担当であります、6 ページの 3 条の 1 番、酒主委員。2 番、福田委員。7 ページの 5 条の 1 番は取り下げ。2 番を星野

		委員。3番を酒主委員。4番を福田委員。8ページの5番は取り下げです。6番を富田委員。7番を星野委員。9ページの非農地判断願の1番を池田副部長。10ページの非農地証明願の1番を星野委員。2番を酒主委員。3番を富田委員が発表いたしますので、よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長		それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。 (酒主委員挙手)
酒 主 委 員		はい、酒主委員。 総会資料6ページをお願いします。私は議案第31号の1番を担当いたしました。 本申請は、日光市板橋地内において、売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は、日光市落合中学校から北東へ約1.1キロメートルに位置しております。 公図による説明。申請地は2筆、登記簿地目は畑、現況は畑、課税台帳では山林となっております。 写真をお願いします。こちらが申請地の写真になります。こちらの筆は篠竹が生えています。もう1つの筆がこちらになります。譲受人は経営農地を適切に管理しており、野菜等を作付けしております。取得する農地では、野菜、果樹、栗等の作付けをする計画です。 利用権はありません。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、担当部会より報告願います。 (池田委員挙手)
池 田 委 員		はい、池田副部長 写真のとおり、木がありますが、手前側は刈り始まっていて、きれいになっています。これから徐々にきれいにしていくということなので、部会内で話し合った結果、許可相当と考えましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、担当部会以外の皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。 (渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊委員。 参考に教えていただきたいのですが、こういう荒れた土地を戻す場合に、どういうふうな対処、切るとかありますが、切るだけじゃだめだと思って。どういうふうな対処をするというか、処理をするのか、もし、考えていることがあれば参考までに教えてもらいたいと思います。
池 田 委 員		所有者は、トラクター、草刈り機、チェーンソー等を所持しておりますので、整理は可能かと思われます。
酒 主 委 員		こちらは篠竹を刈って、現在ある栗の木を生かして栗畑にする予定になっています。譲受人が申請地の隣接地をきれいに畑として管理しています。隣接した場所が今回の申請地2筆です。譲受人の自宅も隣接しているので大丈夫だと思います。
議 長		他に何かご質問はございますか。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山委員。
酒 主 委 員		先ほどの篠竹を切ったところというのは、どちらですか。 これが篠竹の場所です。ここに栗を植える予定です。 この写真ですとちょっと分かりづらいですけど、現地はきれいになってありました。
神 山 委 員		ありがとうございました。

議	長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	つづきまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 (福田浩委員挙手)
福田浩委員		はい、福田委員。 私は、総会資料6ページ、議案第31号の2番を担当しました。本申請は、日光市大室地内において売買を目的とした3条申請です。申請人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。申請地は県道279号の大桑・大沢線の大室十文字から約100メートルに位置しています。 申請地は、登記簿地目は畑、現況も畑です。 譲受人は経営農地を適切に管理しております。取得する農地は、野菜、主に大豆、大根、白菜などを作る予定です。利用権はありません。なお、売買価格が比較的高額であります。双方の話し合いで納得している価格です。高額になった要因としては、譲受人の居住地が隣接していることが推測されます。これが、譲受人の自宅です。これが正面から撮った写真。今は花木が植えられていますが、中はきれいに草刈りがしてあって、野菜を作付けできる状態になっています。譲受人はトラクターを1台所有しておりますので、耕作することが可能だと思われます。 なお、農地法第3条第2項の各項に該当しないため、許可要件全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	引き続き、担当部会からの報告をお願いします。 (池田委員挙手)
池田委員		はい、池田副部会長。 調査後、部会内で話し合った結果、きれいに管理されているということで、許可することに問題ないとなりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、担当部会以外の皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、現案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、番号2番は原案のとおり許可することに決します。 それでは、次に移ります。
議	長	日程第6。議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹		はい、佐藤副主幹。 総会資料7ページ。議案第32号の1番につきましてご説明申し上げます。当該申請につきましては、申請者より申請取り下げの申し出がありましたので、今回の議案からは削除させていただきます。以上です。

議 長	それでは、引き続き、番号２番について、担当委員の報告を求めます。 （ 星野委員挙手 ） はい、星野委員。
星 野 委 員	私は総会資料７ページの議案第３２号の２番を担当しました。 譲渡人、譲受人及び申請地などは資料のとおりです。本申請は芹沼地内において、使用貸借により、一般住宅を目的とした５条申請です。 申請地は轟小学校から南西へ約１．８キロメートルに位置しています。農地区分は第２種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明です。登記簿地目は田、現況は田です。周囲の状況は東側が畑、西側が道路、南側が田、北側が水路であります。 現地には願い出人、行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。 土地利用図による説明です。譲受人は現在、家族とアパートで暮らしていますが、子供の成長とともに手狭になったため、住宅の建築する計画です。申請地は、生活環境も充実しており、実家の隣接地であることから、将来の両親の介護にも適地と判断し、今回の申請に至りました。敷地内に建築面積１１０．５５平方メートルの木造平屋建ての住宅を建築する計画です。敷地は道路よりも低いために８０センチから８５センチの盛土をし、業者による再生材の砂利を使用します。給排水は、公共上水道、下水は合併浄化槽。処理後は隣接水路に放流。雨水は敷地内自然浸透。周囲はＬ型擁壁設置及び、植栽をします。 写真です。道路より８０センチから８５センチ低くなっているので、砂利敷きにし、こちらに平屋建てを作る計画です。こちらが水路になっておりまして、Ｌ型擁壁を設置する予定です。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、引き続き担当する部会の見解をお願いします。 （ 川村耕委員挙手 ） はい、川村部会長。
川 村 耕 委 員	これは、親子間の賃借で、長男が帰ってきて、ここへ家を作るということです。また、先程説明がありましたように、ここは低いですが、再生材を使って地面を上げるということで、何ら問題はないと思いますけれど、部会内では許可することに問題ないと判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、担当部会以外の皆様方から、ご意見、ご質問を受けたいと思います。 （ 「なし」の声あり ） それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。 番号２番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ）
議 長	はい、挙手全員であります。 よって、番号２番は原案のとおり許可することに決します。
議 長	続いて、番号３番について、担当委員の報告を求めます。 （ 酒主委員挙手 ） はい、酒主委員。
酒 主 委 員	同じく総会資料７ページをお願いします。私は議案第３２号の３番を担当いたしました。本申請は日光市木和田島地内において、贈与により一般住宅を目的とした５条申請です。申請人及び申請地等は資料のとおりです。 申請地は日光宇都宮道路大沢インターから西へ約６５０メートルに位置しています。

		農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。
		公図による説明。登記簿地目は原野、現況は田です。周囲の状況は、東側は田、西側は道路、南側は雑種地、駐車場、北側は田です。
		申請理由といたしまして、譲受人は現在、家族とアパートで暮らしていますが、将来のため、妻の両親の近くに住むことを考えました。妻の実家に近く、妻の父が所有する申請地に住宅を建築することとなり、今回の申請になりました。敷地内に建築面積112.62平方メートルの木造平屋建てを建築する計画です。給排水は公共の上下水道を使用します。雨水は敷地内自然浸透です。
		写真をお願いします。こちらが。申請地になります。道路の向かいに見えますのが申請者の妻の実家になります。
		以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	続いて、担当部会の見解をお願いします。
		(池田委員挙手)
池 田 委 員		はい、池田副部会長
		調査後に部会内で話し合った結果、問題ないということで、許可相当であると判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方からのご意見、ご質問等をお受けいたします。
		よろしいでしょうか。
		(「なし」の声あり)
		それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。
		番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	挙手全員です。
		よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決めます。
議	長	続いて、番号4番について担当委員の報告を求めます。
		(福田浩委員挙手)
福 田 浩 委 員		はい、福田委員。
		私は総会資料7ページ議案第32号の4番を担当しました。本申請は、日光市明神地内において、売買による太陽光発電設備を目的とした5条申請です。
		案内図による説明です。申請地は、落合運動公園から南へ約270メートルに位置しております。
		公図による説明です。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は、東側は山林、西側は畑、南側も畑、北側は宅地です。
		現地には譲渡人、譲受人が立ち会いました。譲受人は東京都杉並区に本店を置き、インテリアデザイン、商業施設の企画・設計、発電等を主な業務とする、平成19年に設立された資本金2000万円の法人です。今回、申請地所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲り受けて利用したく、申請に至りました。
		土地利用計画。敷地内に180枚の太陽光パネルを設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内浸透、周辺はフェンスを設置します。資金計画は、総事業費約1200万円は自己資金により賄い、金融機関残高証明が添付されております。
		これが申請地です。前側に、ちょっと段差があるのですが、ここに畑、こっちにも畑があります。ここに180枚の太陽光パネルを設置する予定であります。
		ここに段差があるので、立ち会った事業者は雨水が隣接農地に入らないように、土留めをするように指導し、了承を得ました。
		以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いします。

議	長	引き続き担当部会の見解をお願いします。 (池田委員挙手)
池 田 副 会 長		はい、池田副会長。 現地に譲受人の担当者が来ておりましたので、草刈り等しっかりと管理の方お願いしますということも伝えておきました。 部会で話し合った結果、許可することに何ら問題なしと判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山委員。 周りにフェンスを張るということですが、隣接する家があるかと思うのですけれども、そちらとは何メートル以上とか、何か協議されたのですか。
福 田 浩 委 員		フェンスから2メートル位は間隔をあけて設置するという譲受人の説明でした。
神 山 委 員		高さは、どれくらいのフェンスになるのですか。
福 田 浩 委 員		1. 2メートルです。
神 山 委 員		資材関係運び込む時に、左側の所が多分道に隣接しているかと思うのですけども、ちょっと狭いのではないかと思います。そこは何か畦道になっているのですか。
福 田 浩 委 員		道路は、それなりの幅があるみたいです。すぐこの裏が道路になっているのです。枚数が枚数なので、あまり大型車両は入らないので半分手作業ではないのですけども、進入するための道の距離は短いので、それで搬入できるのかなという感じです。幅は2メートルはあります。
神 山 委 員		裏の道路からここまでが空中写真のようなすごく短いような感じだったのですけども、ちょっと見た感じ細いと思ったので。2メートルあるなら2トン車程度だったら入れますね。
神 山 委 員		先ほどの土留めの件だけはきちんと業者の方によく言っていたきたいです。
福 田 浩 委 員		雨水が大雨の時に落ちないようには伝えてあります。
議	長	他に何かございますか。 (手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚委員 売電価格はどれくらいですか。
議	長	(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。 こちらの事業者ですが、直接電力会社に販売をするという形ではなく、太陽光発電設備を整備し、大口の事業者販売するかたちです。買い受ける事業者は、敷地から離れているのですけれども、自分の所で発電していると同じような取り扱いをしてもらえる制度があります。
議	長	よろしいでしょうか。
手 塚 委 員		はい、ありがとうございます。
議	長	他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか (「なし」の声あり)
		それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	はい、挙手全員であります。 よって、番号4番は原案のとおり許可することに決します。
議	長	続いて、番号5番について、事務局の説明を求めます。

		(佐藤副主幹挙手)
佐 藤 副 主 幹		はい、佐藤副主幹。 総会資料8ページですが、議案第32号の5番につきましては、申請取り下げの申し出がありましたので、今回の議案から削除させていただきます。以上です。
議 長		続いて、番号6番について、担当委員の報告を求めます。 (富田委員挙手)
富 田 委 員		はい、富田委員。 総会資料8ページの議案第32号の6番を担当しました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は鬼怒川温泉大原地内において、売買により、一般住宅を目的とした5条申請です。 申請地は藤原中学校から南西へ約170メートルに位置しています。農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。 登記簿地目は雑種地と田、現況は田です。中央の四角の部分は雑種地になっています。そこは以前、鉄塔が立っていたということで、後に譲り渡し人が買い戻したので、ここだけ雑種地になっていて、他は農地、田です。周囲の状況は、東側は田、西側は道路、南側は田、北側は宅地です。 現地には司法書士が立ち会いました。 今回の申請理由ですが、譲受人は現在、妻子と妻の実家で暮らしています。妻の実家は、道路を挟んでこちら側にちょっとした分譲地がありますが、その道路から2件目のところで暮らしております。妻の実家はすぐ近くで、現在は3世帯、両親と譲受人家族と、妻の兄弟の家族と3世帯で暮らしていて、司法書士の方のお話ですと、10人はくだらないんじゃないかということでした。非常に手狭なため、住宅の建築を計画しました。将来高齢となる義理の両親の介護等を考え、現在の住まいから近い、申請地への建築を決定し、今回の申請に至りました。ここに車が5台置けるようになっているのですが、車の免許を取得するのに近いような年齢の譲受人の子どもさんと、御両親が現在住んでいるところの住宅地が、かなり前に分譲された所なので、進入道路の道路幅が非常に狭いということで、こちらに住んでいる方の車もここに置けたらという計画だそうです。 敷地内に建築面積85.29平方メートルの木造2階建ての住宅を建築する計画です。給排水は公共の上下水道に接続、雨水は敷地内自然浸透。周囲にはブロック塀を設置して、全体を盛土し砂利敷きする計画です。 以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長		それでは引き続き、担当部会の見解を報告してください。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村部会長。 売買による5条申請です。ここはかなり税も高いようで、雑種地になるそうです。部会内では許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長		それでは、担当部会以外の皆様方から、ご意見ご質問等お受けしたいと思います。何かございますか。よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり) それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) はい。挙手全員であります。 よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決めます。

議	長	続いて番号7番について担当委員の報告を求めます。 (星野委員挙手)
星 野 委 員		はい、星野委員 同じく8ページ議案第32号の7番を担当いたしました。 譲渡人、譲受人及び申請地などは、資料のとおりです。本申請は瀬川地内において、売買により資材置き場を目的とした5条申請です。 申請地は、今市小学校から西へ約300メートルに位置しています。農地区分は、第3種農地であり農振農用地に該当はしません。 公図お願いします。登記簿地目は、田、畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側が青地畑宅地、西側が青地、南側が水路、北側道路です。 現地には、行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。今回、申請地の所有者に同意を得ることが出来たため、資材置場として譲り受けたく申請に至りました。 敷地内にプレハブ事務所、仮設トイレ、大型重機などを配置する計画です。雨水は、敷地内自然浸透で西側と南側に水路があり、U字溝を設置します。周囲は、フェンスを設置し囲みます。隣接地主たちは了承済みです。もう一つ中に青地が通っていてこの青地は払い下げ済みということで、この申請に至りました。 以上のことから、周囲に及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	続いて、担当部会の見解を報告してください。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村部会長。 売買による5条申請で、資材置き場ということで、部会内でも相談しましたがけれども何ら問題にということで判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外のご意見ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終決いたします。採決いたします。 番号7番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	はい、挙手全員です。 よって、番号7番は原案のとおり、許可することに決します。
神 山 委 員		議長すみません。 (神山委員挙手)
議	長	はい、神山委員。
神 山 委 員		5条申請の1番と5番が、取下げということでなったかと思うのですが、この理由を差し支えなければ、教えていただければありがたいのですけれども。
議	長	(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹		今回こちら2件の取り下げは、同じ会社の申請で事前の調整に不十分な点がございました。 まず、1件目は申請地が理由で、文化財の遺跡の区域に入っている場合、市の太陽光発電設備に関する条例については、届出ではなく許可が必要になります。そうしますと、手続きに時間を要する状況で、今申請を受け付けられる段階ではないため、今回は取り下げに至りました。もう1件につきましては、現地調査を行いました、境界の確認が不十分であったため、今回取り下げいただくよう話をしたものです。
議	長	よろしいでしょうか。
神 山 委 員		はい、ありがとうございます。

		それでは次に移ります。
議 長		日程第 7、議案 3 3 号「非農地判断願について」議題とし、番号 1 番について担当委員の報告を求めます。 (池田委員挙手)
池 田 委 員		はい、池田委員。 私は、総会資料 9 ページ議案第 3 3 号の 1 番を担当いたしました。本申請は、日光市大室地内において、雑種地として利用しています。願い出人願い出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願い出地は大室地内大室十文字から北東へ約 4 5 0 メートルに位置しています。 公図による説明、登記簿地目は田、現況は雑種地です。 土地利用図による説明、現地には代理人が立ち会いました。願い出地は、経営主が約 3 0 年前に亡くなられてから、耕作後継者もなく荒廃し、現在も変わらない状況です。 また、願い出地は、湿地で進入路もない状況です。この土地を農地に復元することが難しい状況です。 写真による説明。願い出地は湿地で、葦や雑木等が繁茂している状況です。願い出地は、周辺より窪地となっていて、進入路が狭く、川を渡る橋もない状況で、農地として復元し継続して耕作することが難しい状況となっています。 以上のことから、農地でないことに、問題ないと思われまふ。ご審議のほどよろしく願ひいたします。
議 長		それでは、担当部会から見解を報告してください。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。 写真で見るとおり、かなり繁茂して荒廃しておりまして、ここへの進入路も無い状態でした。ここへ行くのに丸太の橋を渡って行った状態です。部会内では、非農地として判断してよろしいのではないかと判断いたしましたので、よろしくご審議のほど願ひいたします。
議 長		それでは担当部会以外の皆様からご意見ご質問をいただきたいと思ひます。 いかがでしょうよろしいでしょうか。 (「なし」の声あり)
議 長		それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。 番号 1 番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		挙手全員であります。 よって、番号 1 番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議 長		日程第 8、議案 3 4 号「非農地証明願について」を議題とし、番号 1 番について担当委員の報告を求めます。 (星野委員挙手)
星 野 委 員		はい、星野委員 総会資料 1 0 ページ議案第 3 4 号の 1 番を担当いたしました。本申請は、日光市豊田地内において、宅地として利用している案件です。 案内図による説明、願い出地は、豊田地内今市第二小学校から東へ約 7 5 0 メートルに位置しています。 登記簿地目は、畑、状況は宅地です。 土地利用図による説明、現地には、土地家屋調査士が立ち会いました。願い出地は、

		昭和40年に新築して以来現在まで宅地として利用しております。
		昭和40年建築の建物評価証明書が添付されており、60年以上宅地として経過しています。写真による説明、見てのとおり、敷地内いっばいに建物が建っている状況です。
		以上のことから証明することに問題ないと思われま。ご審議のほどよろしく願いたします。
議	長	引き続き担当部会としての見解を報告してください。
		(川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村部会長。
		見るからに、建物が建っておりまして、60年以上経過しているという説明がありましたとおり、非農地として証明することは妥当と部会では判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いたします。
議	長	続いて担当部以外の皆様方に、ご意見ご質問等をお受けいたします。
		いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終決します。採決に移ります。
		番号1番について、原案のとおり、証明妥当だとすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	挙手全員であります。
		よって1番は原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	続いて番号2番について担当委員の報告を求めます。
		(酒主委員挙手)
酒 主 委 員		はい、酒主委員。
		同じく総会資料10ページをお願いします。私は議案第34号の2番を担当いたしました。本申請は日光市土沢地内において、宅地として利用していた案件です。
		願い出人及び願い出地等は、それぞれ資料のとおりです。
		願い出地は、日光宇都宮道路土沢インターより北へ約650メートルに位置しています。
		公図による説明。願い出地は、2筆で登記簿地目は、いずれも田です。
		現地には、測量士が立ち会いました。
		願い出地は、既存許可区を昭和46年に新築以来現在まで宅地として利用しております。
		昭和46年建築の建物評価証明書が添付されております。54年以上宅地として経過しております。
		写真による説明。現在の建物の状況で、願い出地はこのようになります。
		以上のことから証明することに問題がないと思われま。ご審議のほどよろしく願いたします。
議	長	続いて、担当部会としての見解を報告してください。
		(池田委員挙手)
池 田 委 員		はい、池田副部会長。
		新築してから54年以上経過ということで非農地として証明することに、何ら問題ないと部会内で判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いたします。
議	長	続いて、担当部会以外の皆様方にご意見ご質問等を求めます。
		何かございますか。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。

		番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり、証明妥当とすることに決します。
議	長	続いて番号3番について、担当委員の報告を求めます。
富田委員		(富田委員挙手) はい、富田委員。 総会資料は10ページ、議案第34号の3を担当しました。 本申請は、日光市藤原地内において、宅地及び道路として利用している案件です。 願い出人及び願い出地等はそれぞれの資料のとおりです。 願い出地は、野岩鉄道会津鬼怒川線川治湯元駅から東へ約500メートルに位置しています。
		願い出地は4筆で、登記簿地目はいずれも畑です。現地では司法書士が立ち会いました。願い出地〇〇〇〇—〇〇及び〇〇〇〇—〇〇は、昭和51年以前から建物敷地として利用しております。また、〇〇〇〇—〇〇及び〇〇〇〇—〇〇も昭和51年以前から歩行者用道路として利用されており、人が1人やっと通れるくらいの階段の通路なのですが、この下に更に道路からの雨水を流す水路が通っておりまして、こちらに男鹿川があって、そこへずーっと流れるようになっています。
		水路も兼ねておりまして、公衆用道路として非課税になっています。
		昭和47年建築の建物登記簿と昭和51年撮影の空中写真が添付されており、48年以上宅地道路として経過してします。
		写真ですが、これが建物です。別の家が間に1軒あって、ここが通路です。
		以上のことから証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会の見解を報告してください。
川村耕委員		(川村耕委員挙手) はい、川村部会長。
		ここは48年以上経過という説明がありましたけれども、写真で見てのとおり建物が建っておりまして、部会内では非農地として証明妥当と判断致しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問等お受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。
		番号3番について原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議	長	続いて日程第9、議案第35号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
議	長	(鶴見主査挙手) はい、鶴見主査。
鶴見主査		議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、ご説明いたします。

		本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第6の6の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画案」を決定するために審議を求められています。 今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。 ではまず、所有権移転の案件になります。 総会資料は11ページから13ページとなります。 今月の議案書の件数は4件で、面積合計は10筆で14,278.00平方メートルとなります。 「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。 次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は14ページから27ページになります。 件数は18件で、面積合計は102筆で119,076.27平方メートルとなります。 「設定をする者(渡人)」・「設定を受ける者(受人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。 以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	先立ちまして、議案書19ページの7番及び8番について審議を致します。 ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、21番佐々木 俊久委員の退席を求めます。 (佐々木委員 退席 15時15分)
議	長	それでは、7番8番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (神山委員挙手)
神 山 委 員		はい、神山委員 議案書の支払/決済方法の記載がされていませんが、どのような形になるのでしょうか。
議	長	(吉澤係長挙手)
吉 澤 係 長		はい、吉澤係長。 こちらは、渡し人受け人の所の隣の欄に書いてあるとおり使用貸借ですので、支払が発生しません。それで空欄となっております。
議	長	使用貸借ですね。 (常盤局長挙手)
常 盤 局 長		はい、常盤局長。 私の方で聞いておりますのは、渡し人と受け人お互いの農地をご自分の自宅近くはやってもらうとか、既に耕作しているところの近くは、相手方のやることで、いわゆる耕作地の交換みたいな形ですね。所有権の移転はしませんけど、利用権によって耕作地を交換する事で、耕作も効率を図っているような感じでございます。
議	長	以上でございます。 他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり。) それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。議案35号の内7番及び8番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	挙手全員であります。
議	長	よって、7番8番については原案のとおり決定することに決します。 佐々木 俊久委員の着席を認めます。 (佐々木委員 着席 15時18分)

議	長	次に、議案書２０ページ及び２１ページの９番１０番について審議致します。 ここで、同様に１０番佐藤 修一委員の退席を求めます。 (佐藤委員 退席 １５時１８分)
議	長	それでは、９番１０番についてご質問等ございましたらお受けいたします。 よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり。)
議	長	それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。 ９番１０番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。 よって、９番１０番については、原案のとおり決定することに決します。 佐藤 修一委員の着席を認めます (佐藤委員 着席 １５時２０分)
議	長	続いて、議案第３５号の内７番、８番、９番、１０番以外の案件について審議いたします。 ご質問等ございましたらお受けします。 (川村耕委員挙手)
川 村 耕 委 員		はい、川村委員。 １１ページの１番２番それと１２ページの３番４番その金額というのは、どういうふうな形で決まっているのか教えていただければありがたいのですが。
議	長	(常盤局長挙手)
常 盤 局 長		はい、常盤局長 お互いのやり取りになってしまいますが、現地の耕作環境所在とか、圃場の耕作環境、野生鳥獣被害等を勘案したものでありまして、特に参考になっているようなものはないのかなと思います。 お互いの申し入れ。相対で決定していると思われます。以上です。
川 村 耕 委 員		ということは、譲渡人と譲受人がこの後今度は、農業公社の方から、譲り渡し人の方へ譲る形になるのでしょうか。
議	長	(常盤局長挙手)
常 盤 局 長		はい、常盤局長。 今回バンクに一本化になりましたので、県の農業振興公社、いわゆる農地バンクが間に入りまして、３者契約で成立するような経緯でございます。以上でございます。
議	長	他に何かご質問ございますか。 よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは、質疑を終結いたします。採決に移ります。 議案第３５号７番、８番、９番、１０番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
		はい、挙手全員であります。 よって、議案第３５号の内７番、８番、９番、１０番以外の案件について、原案のとおり決定することに決します。
議	長	以上で、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 以上を持ちまして、令和７年５月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

3 番 委 員

4 番 委 員